

多事争論会

「子育て政策」のシンカ

～もっと子育てしやすいまちにするために～

令和6年11月30日
松本市



1 松本市の子育て政策の特徴



2 「子どもが主人公 学都松本のシンカ」 に向けた取組み



1 松本市の 子育て政策の特徴

第11次基本計画

子育て政策を“分野1”に位置付けた



人を中心としたまちの「シンカ」

政策の方向性

重点戦略

重点戦略①
ゼロカーボン

重点戦略②
DX・デジタル化

まちの豊かさになる 「価値・魅力」のシンカ

新たな価値や魅力を創出するために、ひとや地域のポテンシャルを最大限に活かしたまちをつくる。

まちの主役になる 「ひと・地域」のシンカ

ひとや地域の新たなチャレンジを後押しするために、共に育み、支え、学び続けることのできるまちをつくる。

まちの土台になる 「安全・安心」のシンカ

安全・安心で健やかに暮らし続けるために、未来に続く、しなやかなまちをつくる。

基本施策

分野1 こども 若者 教育

1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 1-7 1-8

全ての世代にわたる食育の推進
ニーズに応じた生涯学習の実現
若者が活躍できる環境づくり
未来につながる子ども福祉の充実
子どもにやさしいまちづくり
個性と多様性を尊重する学校教育
質の高い保育・幼児教育の実現
結婚・出産・子育て支援の充実

5年間で推進する具体的な取り組み

分野2 健康 医療 福祉

2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6

暮らしを守る生活支援の充実
生きがいある高齢者福祉の充実
個々に寄り添う障害者福祉の充実
地域医療・救急医療の充実
保健衛生・生活衛生の充実
切れ目ない健康づくりの推進

分野3 住民自治 共生

3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6 3-7

国際化・多文化共生の推進
ジェンダー平等社会の実現
多様な人権・平和の尊重
働き盛り世代の移住・定住推進
地域防災・防犯の推進
地域福祉活動の推進
住民自治支援の強化

松本市の子育て政策の特徴

- ◆ 子どもの権利に関する条例(平成25年4月施行)の基本理念を反映し、政策を展開



「すべての子どもにやさしいまちづくり」

【松本市の子育て政策の特徴】

「子育て支援」

+

「子ども支援」

(子ども自身の育ちを大切にする
子どもにやさしいまちづくり)



松本市子どもの権利に関する条例

- ◆ 平成25年4月施行(県内初、国内では69自治体が総合条例を制定 ※令和6年5月現在)
- ◆ 市や大人の役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべての大人が連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的としている。
- ◆ 子どもの権利とは、「安心して生きる権利」「豊かに育つ権利」「自分らしく生きる権利」「社会に参加する権利」など、子どもが一人の人間として尊重され、成長、自立していくために欠かすことのできないもの。これらの権利は、誰もが生まれながらに持っている、日本国憲法や子どもの権利条約でも保障されているもの。

【前文】

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることが出来るまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

松本市の子育て支援・子ども支援に関する具体的事業

① 結婚・妊娠・ 出産支援

○不妊・不育症治療助成 ○出産・子育て応援交付金
○松本大北地域出産・子育て安心ネットワーク ○パパノートの配付
○妊娠中の健康・育児ワンポイント動画の配信
○産後ケア事業 ……など

② 子育て支援

○松本市小児科・内科夜間急病センター ○子育て支援医療
○オンライン子育て相談 ○産後ママ家事支援サービス
○育児ママヘルプサービス ○子ども子育て安心ルーム
○こどもプラザ ○予防接種助成 ○一時預かり事業
○こんにちは赤ちゃん事業 ○インクルーシブセンター事業
○ファミリー・サポート・センター事業 ○休日保育
○病児・病後児保育 ○放課後児童健全育成事業 ……など

③ 子ども支援

○松本市子どもの権利に関する条例に基づく各種事業
○子どもの居場所づくり事業(児童館・児童センターなど)
○不登校引きこもり対策事業(はぐルッポ・青少年ホーム)
○自殺予防対策事業 ……など

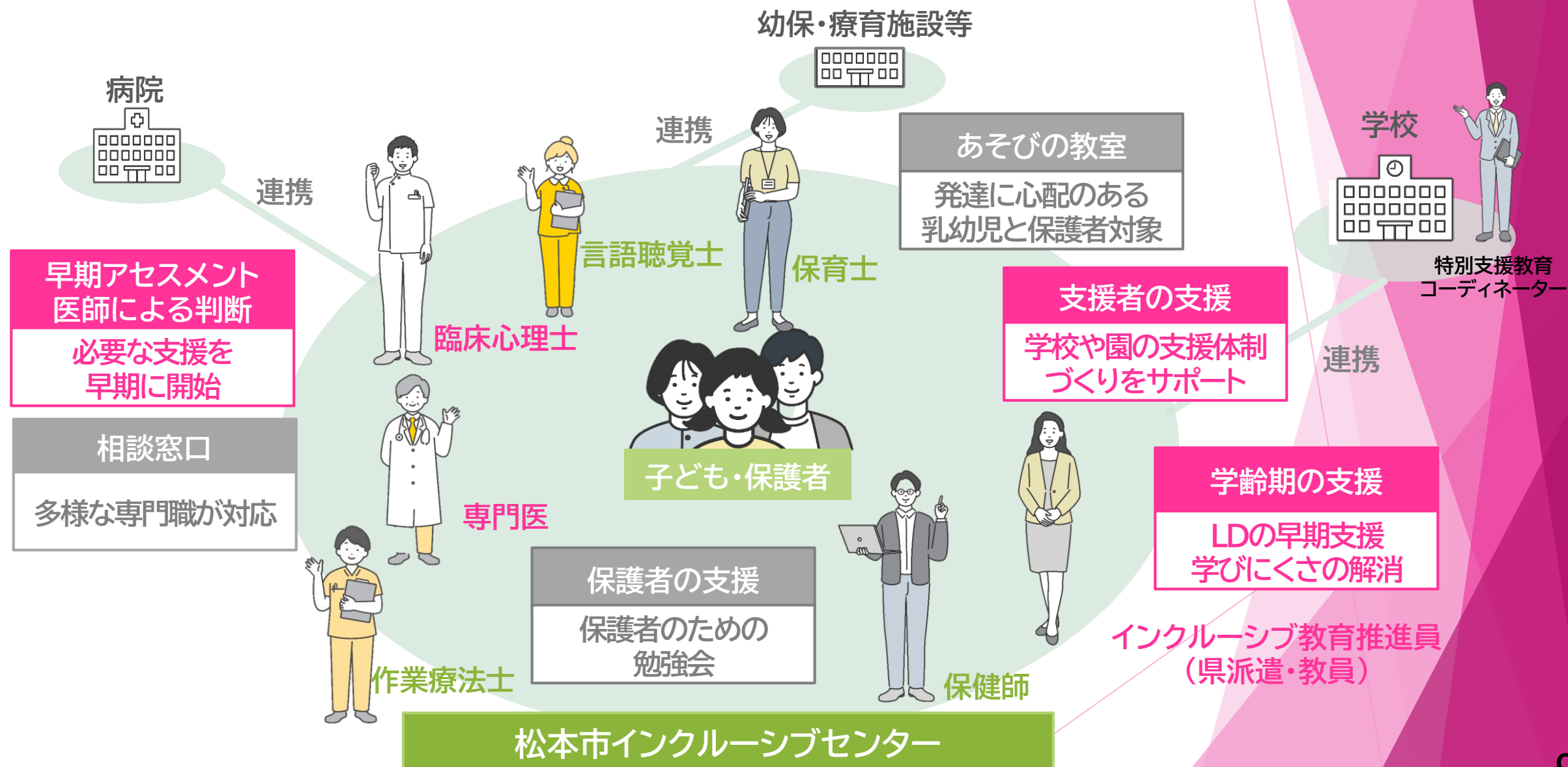
県内初 松本市インクルーシブセンター開設

すべての子どもたちが共に遊び・学ぶインクルーシブな環境を実現
「松本市発達障がい児等の支援に関する条例」

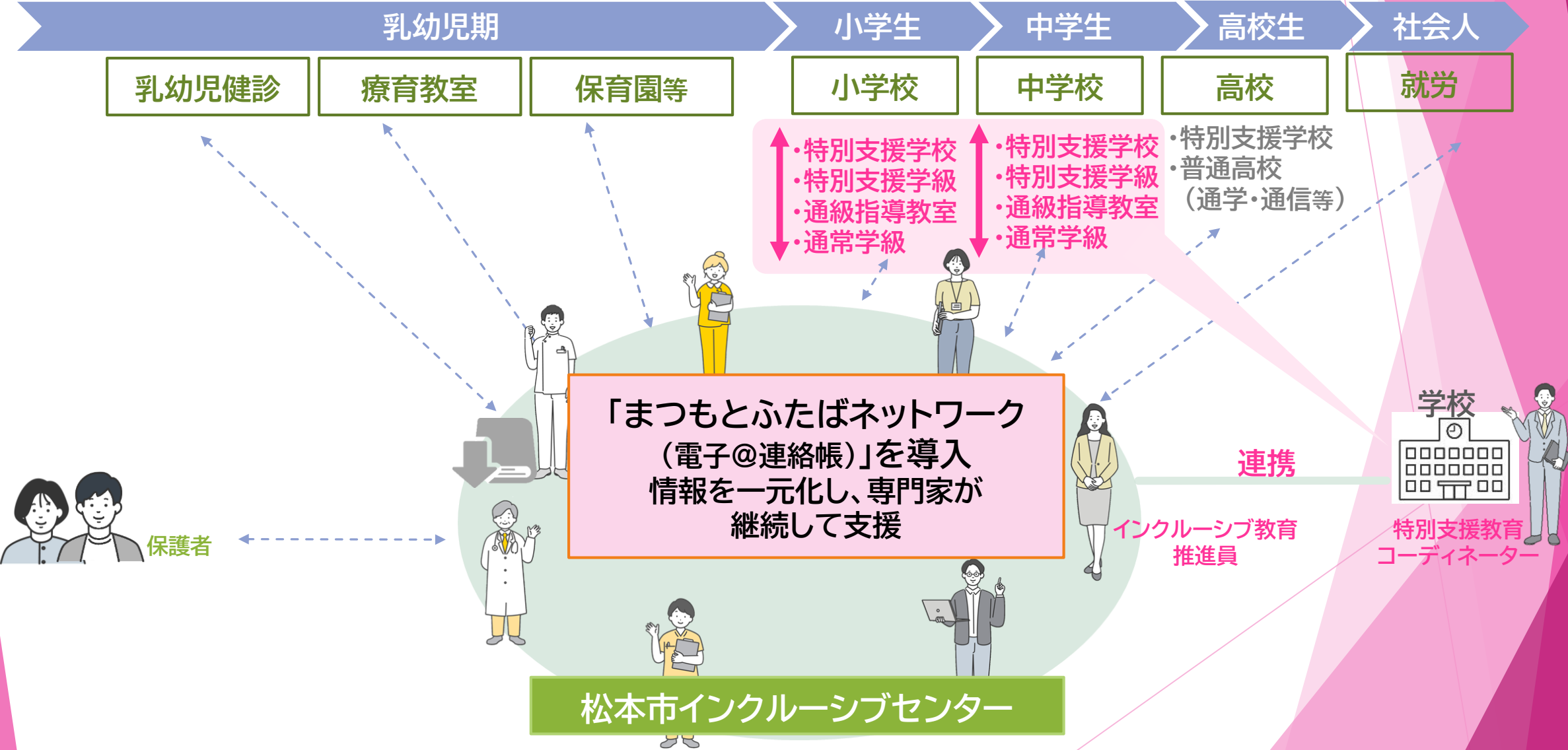
- ▶ 発達障がい児等への偏見をなくすために、正しい知識の普及
- ▶ 医療・福祉・教育等の関係者及び関係機関と連携した支援体制の構築
- ▶ 成長段階に応じた切れ目のない支援体制の構築
- ▶ 教育ニーズに応じた最も適切で連続性のある多様な学びの場の整備
- ▶ 支援を推進するための人材育成

あるぷキッズ支援室の機能を拡充し、発達に障がい児等を継続して総合的に支援
令和6年4月1日から なんぷくプラザ3階に **松本市インクルーシブセンター開設**

◆ 関係者や関係機関と連携した支援体制



- ◆ 成長段階に応じた切れ目のない支援体制
- ◆ 教育ニーズに応じた最も適切で連続性のある多様な学びの場の整備



②子育て支援

子育て支援クーポン事業

★3歳未満児家庭サポートクーポン

		対 象 事 業
令和3年度～		○ファミリーサポート ○子育てサポーター訪問
対象事業拡大	令和4年度～	○一時預かり
	令和5年度～	○休日保育 ○病児保育 ○病後児保育 ○産後ママ家事支援サービス ○子育てショートステイ ○産後ママヘルプサービス

★多子世帯子育てクーポン

		対 象 事 業
新サービス開始	令和5年度～	○ファミリーサポート ○子育てサポーター訪問

★令和6年4月1日～ クーポンを電子化

スマホでクーポンの申込・受取・利用が可能

使いやすくなりました♪

R6 ファミサポ 3歳未満児クーポン

2024年04月01日から

有効期限

2025年03月31日

コード読み取り



利用履歴



加盟店一覧



ヘルプ



目印はこのマーク
店舗及びレジにこのマークがある
お店でご利用いただけます。

◆保育園

保護者が働いている、病気である、出産を控えているなどの理由により、家庭で保育ができないときに保護者に代わって保育する児童福祉施設。0歳児から入園可能

◆小規模保育施設

0歳から2歳児を対象とし、定員19人以下の少人数で保育する施設

◆幼稚園

学校教育法に定められた「学校」。保護者、家庭の状況等に関わらず、3歳児から入園可能

◆認定こども園

保育園と幼稚園の機能や特徴をあわせ持つ施設

3歳以上児は、保護者の就労状況が変わった場合も、継続して利用できる施設

◆保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育施設の数(公立45園・私立31園)

- ・公立保育園41園 ・公立幼稚園3園
- ・私立保育園 3園 ・私立幼稚園6園 ・私立認定こども園15園
- ・私立小規模保育施設7園 ・国立大学法人幼稚園1園

保育サービスの拡充

入園予約制度

令和5年5月～

- ▶ 市内に居住し、育児介護休業法等の法律に基づく育児休業を取得し、育児休業前と同様の勤務に復職する保護者が、復職月から入園をあらかじめ予約できるようにしたもの

使用済み「紙おむつ」を園で一括処分

令和4年9月～

- ▶ 保護者の衛生面の不安や保育士の負担を軽減するため、公立保育園及び幼稚園において、保護者が持ち帰り処分していた使用済み紙おむつを、園での処分に変更したもの

公立保育園の一時預かり 公式LINEで申込可能

令和5年12月～

- ▶ 公立保育園の一時預かりについて、これまで施設ごとに電話により受付を行っていた利用予約等を、市民が電子上（LINE）から申し込みを可能にするもので、市民の利便性向上と職員の事務負担の軽減を図るもの



etc...

R4.10 SNSで募集

“デジタル化してほしいこと” >>> 「保育園の各種申請電子化」に複数の投稿

電子化してるよ

- 連絡帳の電子化 R5.4～
- 認定変更手続き（公立） R6.1～
- 継続意向調査・現況届提出手続き（公立） R6.9～

②子育て支援

多世代交流型子育て支援施設 「あんさんぶる」

昨年7月
OPEN



施設の特徴

- ▶ 「こどもプラザ」と「福祉ひろば」の機能を併せ持つ松本市初の施設
- ▶ 多世代がゆるやかにつながる交流の場

開設の経過

松本市の南部地域は、子どもの数に対して子育て支援施設が少なく、屋内で子どもが遊べる施設を求める声が多く寄せられていた。

芳川地区は、総人口と高齢者人口ともに全地区平均の2倍以上となっていて、福祉ひろば2館目の開設を求められていたことから、「こどもプラザ」と「福祉ひろば」を一体的に整備

その他にも・・・

- ▶ 昨年10月に新たにOPENした松本市立博物館の中に親子が気軽に立ち寄れる「こども体験ひろば アソビバ！」を開設



課題と今後の展望

- ▶ 小学校低学年ぐらいまでの子どもたちが遊べる、比較的大きな規模の屋内施設を設置してほしいという要望が、多数寄せられている。
- ▶ 大勢の親子が集い遊べる多様な居場所を整備することを検討

1 子どもの施設の「トイレ整備」

松本市のトイレは、全国的に見ても洋式化率が低く、市内の小中学校からトイレ整備の要望が多く寄せられていたため、令和3年度から洋式化・乾式化を進めている。

トイレの洋式化			
	保育園	小・中学校	児童センター
R元年度まで	87.00%	未実施	74.12%
R6年度まで	98.00% (490/500基)	80.41% (1,480/1,850基)	77.65% (66/85基)
R7年度	◎100%洋式化予定	・83.68%洋式化予定	・84.71%洋式化予定

小・中学校の共用及び多目的トイレの整備について

背景

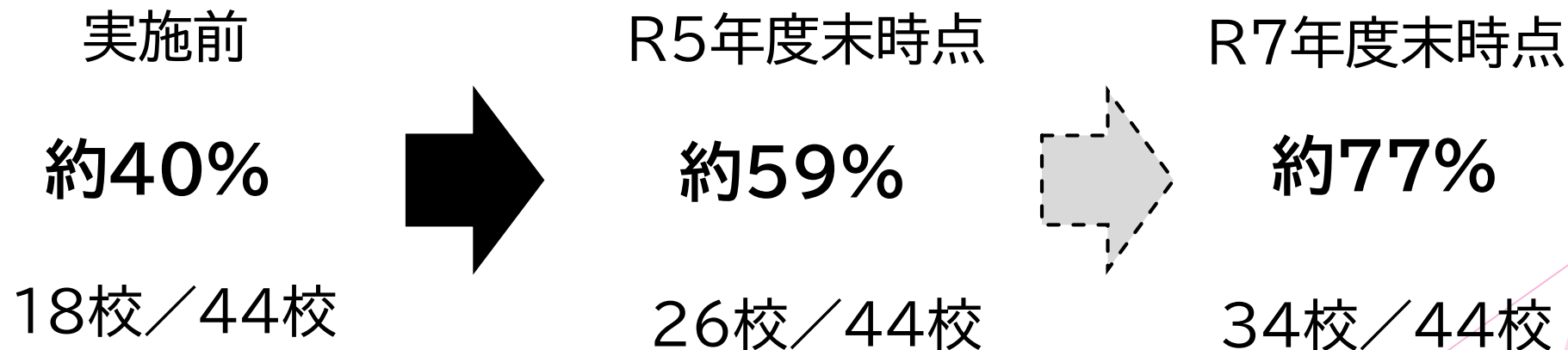
性の多様化への対応及び学校施設のバリアフリー化の必要性の高まり

➡性的マイノリティ及びバリアフリーに配慮したトイレ整備

対象校:小中 計12校

小中学校44校のうち、多目的トイレがなく、10年以内程度に長寿命化・改築工事を控える学校等を除く。

▶多目的トイレ設置率(校舎or体育館への有無)



2 子どもの施設のエアコン整備

エアコンの設置率			
	保育園	小・中学校	児童センター
R元年度まで	(保育室) 53.80%	・低学年(1.2年)の普通教室 ・一部特別教室など	(保育室) 84.50%
R6年度まで	↓ (保育室) 100%	↓ (普通教室) 98.69% (762室中、752室)	↓ (保育室) 100%
R7年度以降	↓ ◎令和7～8年度 全園の遊戯室も設置予定	↓ (普通教室) ◎令和7年度 100%設置予定	↓ ◎令和7年度 全ての施設の遊戯室も設置予定

②子育て支援

今後の取組みについて

令和7年1月～

- ① 福祉医療費18歳の年度末までの
医療費無償化

令和7年4月～

- ② 保育料第2子以降、無償化

福祉医療費受給者証	
公費負担者番号	8 3 0 0 0 0 2 2
受給者番号	1 2 3 4 5 6 7
住所	長野県松本市丸の内3番7号
氏名	松本 太郎
生年月日	令和6年1月
入院	自己負担額0円
通院	自己負担額0円
保険調剤	自己負担額0円
訪問看護療養費	自己負担額0円
式通院療養費	自己負担額0円
入院時食事療養費	自己負担額0円
調剤	自己負担額0円
有効期間	令和6年(2024年)～令和7年(2025年)
長野県	松本市長
交付年月日	令和7年1月1日

ここ見て！

R7年4月から

第2子以降の保育料無償化

多子世帯の保育料を無償化し、保護者の負担を軽減します。

▶現行

区分	第1子	第2子	第3子
単独通園 (18歳未満の出生順)	軽減なし	20%軽減	20%軽減
同時通園		70%軽減	100%軽減

▶R7年4月から

区分	第1子	第2子	第3子
単独通園及び同時通園 (同一生計の出生順)	軽減なし	無償化 100%軽減	

New!

R7年4月から

第2子以降の保育料無償化

▶現行

所得階層
市町村民税所得割額 57,700円以上 ～ 69,300円未満
69,300円以上 ～ 97,000円未満
97,000円以上 ～ 133,000円未満
133,000円以上 ～ 169,000円未満
169,000円以上 ～ 235,000円未満
235,000円以上 ～ 301,000円未満
301,000円以上 ～ 397,000円未満
397,000円以上

第1子 標準	第2子 標準	第3子以降 標準
22,200	17,760	16,200
28,700	22,960	22,700
41,200	32,960	32,960
44,300	35,440	35,440
51,900	41,520	41,520
57,600	46,080	46,080
60,600	48,480	48,480
62,600	50,080	50,080

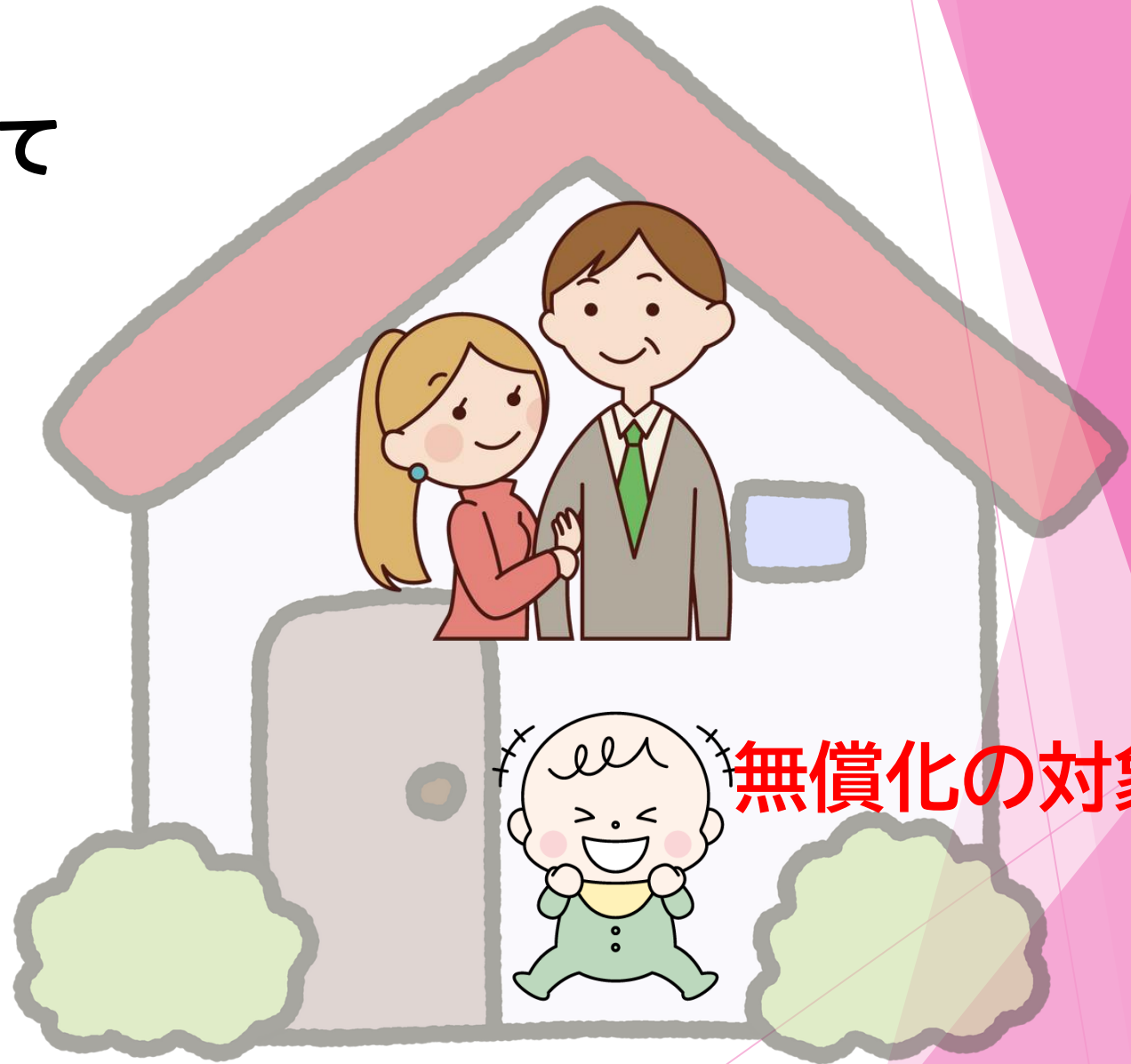
▶R7年4月から

第1子 標準	第2子 標準	第3子以降 標準
22,200	0	0
28,700	0	0
41,200	0	0
44,300	0	0
51,900	0	0
57,600	0	0
60,600	0	0
62,600	0	0

この場合も対象

※保護者の収入で生活していれば、大学生も対象

大学生
(保護者の扶養)



無償化の対象

③子ども支援

子どもの居場所づくり



◆児童館・児童センター 26カ所

◆放課後児童健全育成事業 公設28カ所、民間12カ所

保護者が就労等により放課後留守家庭になる子どもを対象に登録制で預かる事業

◆子どもの居場所づくり推進事業 R5年度18会場で実施

子どもの孤食・欠食を防ぐとともに、地域に子どもの健康と安全を見守るための居場所づくりを促進
(食事の提供をベースに学習支援、生活相談など行う団体に交付金支給)

◆学都松本寺子屋事業

学校や家庭以外の場所で学びの機会を提供

◆青少年の居場所

放課後や休日に体育施設や文化施設等を開放(体育施設3、文化施設等4)

◆若者の居場所 **今年8月から**

学習・学び・飲食ができるフリースペースを開放(公民館7)(学習利用限定 公民館4)

◆まちかど保健室(あがたの森:週2回)

居場所を提供しながら、元養護教諭の相談員が子どもの心と体、性の悩みなどに対応

◆子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」(教員住宅:週2回)

様々な事情で学校に通うことができない小中学生のための居場所保護者に対する相談支援

2 「子どもが主人公 学都松本のシンカ」 に向けた取組み

子どもが主人公 学都松本のシンカ (松本市教育大綱)

松本市子どもの権利条例

どの子どもも自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち（前文5）

理念の実現

【教師主導】
画一的、一斉一律の教育
知識・技能習得型教育

子ども主体の学びへ

実現するための方策

【子ども主体】
主体的で自律した学び
資質・能力を伸ばす個別最適化した学び
課題解決型の探究的な学び
子どもの実態に合わせた多様なアプローチ

教員の多忙化解消

- ◆部活動指導員配置・部活動の地域移行
- ◆コミュニティスクール事業
(R5年度から「国型コミュニティ・スクール事業」としてモデル校1校を設置し、学校地域協働活動推進員を配置)
- ◆学校開放施設予約システム構築事業
- 教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の配置
(教員の負担軽減、児童生徒に向き合う時間及び教材研究に注力する時間の増加)

教職員研修の充実・強化

- ◆教員研修推進事業
(松本市の目指す姿に則した教員研修を実施)
- ◆インクルーシブ教育推進事業
- ◆リーディングスクールMatsumotoサポート事業
(学びの改革に取り組む実践校を支援)

教育のデジタル化

- ◆ICT支援員配置事業
(ICTを活用した教育活動をより充実させるため支援員の配置を行う)
- ◆ICT機器等環境整備事業
(ICT機器等を活用し学習活動の充実を図り、必要な環境を整備する)
- ◆学校開放施設予約システム構築事業
(学校開放施設をPCやスマートフォンで予約やキャッシュレス決済が可能となるよう松本市施設予約システムに追加)
- 学校ICT推進担当の強化
(学校ICTの取り組みをさらに推進、学校現場の指導支援の充実)

新たな学びの実現

- ◆小規模特認校制度
(小規模特認校への通学を支援)
- ◆リーディングスクールMatsumotoサポート事業
(学びの改革に取り組む実践校を支援)
- ◆教育文化センター再整備事業
(空調設備改修や旧里山辺公民館のリノベーション等)
- ◆コミュニティスクール事業
(R5年度から「国型コミュニティ・スクール事業」としてモデル校1校を設置、学校地域協働活動推進員を配置)

子どもの学びを底支える支援

- ◆学都松本寺子屋事業
(学校や家庭以外の第三の居場所で子どもに学びの機会を提供)
- ◆長寿命化改良・改築事業
- ◆学校施設整備事業
- ◆インクルーシブ教育推進事業
- ◆寿・オンライン教育支援センター新設事業
(市内南部と教育文化センター内に新たに教育支援センターを開設)
- ◆学都松本子ども読書活動推進事業
- 不登校支援アドバイザーの増員配置
- 教育支援センター新設に伴う指導員の新規配置
- スクールソーシャルワーカーの増員配置

子どもの多様性への対応

- ◆学校トイレ整備事業
(生活環境の改善を図るため、トイレの改修・整備(洋式化等)を行う)
- ◆インクルーシブ教育推進事業
(基礎的環境整備を進め、全ての児童生徒に学びやすい学習環境並びに特別な支援を必要とする児童生徒に適切な学習環境を整える)
- ◆寿・オンライン教育支援センター新設事業
- 不登校支援アドバイザーの増員配置
- 教育支援センター新設に伴う指導員の新規配置

① リーディングスクール

教育大綱 「子どもが主人公 学都松本のシンカ」
～子どもが学びの主体となる学校づくり・授業づくりを目指して～

教職員の職能の向上
支援

市独自の教職員研修
R5.3松本市教職員研修計画策定

- ◇ 子ども・教職員の育ちと学びを支える研修
- ◇ 実施初年度は約60講座を実施

特色

- ◆ 「子どもが主人公」の教育を実践する視点から、目指す教師像や研修の重点を明確化
- ◆ 松本市の特色や教育課題に即した独自の研修
- ◆ 現場の教職員のニーズに応える柔軟な研修体制と研修内容
- ◆ 県教育委員会と連携
- ◆ 各分野の第一人者を講師とした研修を企画

主体的な学校づくりへの支援

令和5年度～

一体的な支援と共有化

リーディングスクール
Matsumotoサポート事業

- ◇ 新たな学びの仕組みづくりに挑戦する学校を支援
 - ◇ その成果等を全小中学校で学び合い共有
- ➡ 市全体の学びの改革に向けた気風の向上

リーディングスクール 実施校

- ◆ 非常勤講師の加配+研究費用助成 4校
中山小 寿小 明善小 清水中
- ◆ 研究費用助成 4校
筑摩小 鎌田中 開成中 筑摩野中

アソシエイト校 10校

旭町小 島立小 芳川小 並柳小 四賀小
会田中 大野川小・中 波田小 松島中 山辺中

リーディングスクール・アドバイザー

岩川 直樹 氏(埼玉大学教授)
岩瀬 直樹 氏(軽井沢風越学園校長)
木村 泰子 氏(大阪市立大空小学校初代校長)
奈須 正裕 氏(上智大学教授) ※五十音順

長野県「学びの改革パイオニア
構築支援事業」

- ◇ 先進的・先端的な学びへの改革に取り組む実践校を指定し、長野県教育をけん引する新たな学びの仕組みの構築を支援

学びの改革パイオニア校 指定校

- ◆ 探求の学びの実現(風越学園との連携)
丸ノ内中 開智小 田川小
- ◆ 多様な学びの場の構築
波田中 波田小

市教育委員会
の一体的な支援

- 1 風越学園との連携による学びの全市展開
「軽井沢風越学園」と松本市が連携。取組みを広げ、「探究的な学び」の実践を充実
- 2 実践校への伴走的支援
各校へ教育委員会が伴走的にかかわり、取組みを継続的に支援
- 3 実践の共有機会の設定(LS・PS全校が参加)

② 不登校支援(教育支援センターについて)

名 称	愛 称	設置年月
山辺教育支援センター	どんぐり	H4年4月～
鎌田教育支援センター	みらい	H10年10月～
波田教育支援センター	あかり	H7年12月～
寿教育支援センター	よつば	R5年8月開室

不登校児童生徒数

	R4		R5	
	人数	割合	人数	割合
小学校	308	2.6%	404	3.5%
中学校	372	6.3%	371	6.5%

※割合は、全児童生徒数に占める割合

- ▶ 教育支援センターでは、どの子にも起こりうる不登校を、その子の成長や発達の過程として受け止め、安心できる温かな雰囲気の中で、一人一人の児童生徒に寄り添いながら、社会的な自立を目指している。
- ▶ これまで、中間教室と呼んでいた現在の教育支援センターは、市内の北部方面に偏っていたことから、南部方面に住む児童生徒や保護者からの要望をうけ、令和5年8月に市内の南部方面に寿教育支援センター(よつば)を開設
- ▶ 令和5年度に施設利用への心理的ハードルを下げるため「中間教室」から「**教育支援センター**」に名称を変更。児童生徒が少しでも利用しやすい雰囲気を感じられるように、利用している児童生徒たちの意見を聴きながら、各教育支援センターの「愛称」を決定

教育支援センターでの活動

- ▶ 一人一人が自分でやりたいことを選ぶことを大切にしているため、通所後、児童生徒と相談しながら活動内容を決定

- ◎ 教科学習のほか、絵画、調理活動、運動、外遊び、ゲーム、野菜の栽培、大学生ボランティアとの活動など。
- ◎ ハロウィン、クリスマス、七夕など、児童生徒が主体となって計画
- ◎ 市内外の施設などで、体験的な活動や施設見学

教育支援センター利用実績

	小学生		中学生	
	R4	R5	R4	R5
鎌田	0	19	27	34
波田	25	32	11	17
山辺	38	47	15	21
寿		25		16

寿教育支援センターは、令和5年8月31日開所



オンライン教育支援センター

今年10月28日開始

理由

- ▶ 各地区の教育支援センターは、自宅からの距離や外出困難などの理由から利用できない児童生徒がいる。
- ▶ コロナ禍で各学校においてオンラインでの授業が行われた際、不登校の児童生徒も参加できたことから、参加しやすい選択肢となる。
- ▶ すでにオンラインを活用して不登校支援を行っている自治体(熊本市等)では、参加している児童生徒に「オンラインなら参加できる」「徐々に外部の人と関わり、対面で会えるようになった」といった成果が見られる。

支援

- ▶ スタッフがビデオ会議アプリ等を使用して、センター利用者の希望する話題を中心に楽しく交流することを目指す。
- ▶ 希望があれば、1対1での相談や会話も可能



★オンライン教育支援センター利用状況 (令和6年10月28日～11月27日)

申込件数	44件
------	-----

実利用者	中学生	18名
	小学生	11名
	合計	29名

※利用準備者 10名

オンライン教育支援センター 11月5日から仮想空間(メタバース)を開放

- ▶ センター利用者が自分の分身となるアバターを作成し、仮想空間で活動
さまざまなリンクを利用して、自分が希望する活動を行ったり、スタッフや他の
利用者とリアルタイムでやり取りすることができる。



③ 市立特別支援学校設置に向けて

松本市発達障がい児等の支援に関する条例(令和6年4月施行)

- ▶ 発達障がい児等が、小・中学校等において、その時点での教育的ニーズに対して、最も適切で、かつ、連続性のある支援を受けられるよう、多様な学びの場の整備に努める。(条例第3条第3号)

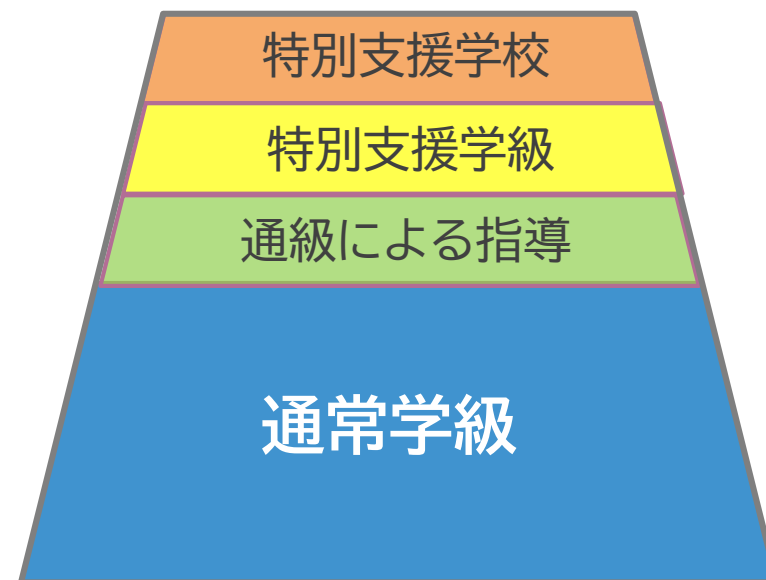


特別支援学校を含む、連続性ある多様な学びの場を備えた学校の整備

市立特別支援学校の設置検討

- ▶ 特別支援学校を地域の小中学校に併設することで、住み慣れた地域で共に学び、多様性を認め合う子どもを育む
- ▶ 「特別支援学校」、「特別支援学級」、「通級による指導」、「通常学級」等の多様な学びの場を用意し、個々の教育的ニーズへ対応

同じ場で学ぶ
インクルーシブ
な学校



松本市立特別支援学校設置に向けての「これまでの取組み」と「今後の予定」

これまでの主な取組み(R5年度～)

- ・ 知事と中核市市長との懇話会での意見交換
- ・ 松本養護、寿台養護両校長と市教育委員会事務局との懇談
- ・ 県特別支援教育課と市教育委員会事務局の打合せ
- ・ 須坂市立須坂支援学校（須坂市立須坂小学校と併置）を市教育委員会が視察
- ・ 市立小・中校長と市教育委員会事務局の意見交換

【今後の検討事項】

- 設置場所：設置場所の選定
- 校舎：必要に応じた改修・増築
- 定員：児童・生徒数（定員）及び教員数
（教員確保について県教委と協議）
- 対象：障がいの程度、通学エリア
- 通学方法：スクールバス運行検討
- 給食提供：給食センターからの配食方法
- 財源確保：国庫補助事業の活用検討

《課題等》

- ・ 十分な市民や保護者の理解が必要
- ・ 特別支援学校の市立小中学校への併置の検討と
地元理解の促進
- ・ 教員配置の確保
- ・ ゆとりあるスペースの確保（校舎設計）
- ・ 市設置準備室への県の教育職職員の派遣
- ・ 県立特別支援学校分教室の開設

開校までの流れ(予定)

【R6】

- ・ 教育委員会職員でプロジェクトチーム発足
- ・ 県教育委員会との打合せを月1回程度
- ・ 保護者との懇談
- ・ インクルーシブな教育環境に係る講演会

【R7】

- ・ 設置準備室設置
- ・ 外部有識者含む準備委員会の立上げ
- ・ 場所の具体的選定
- ・ 地元・保護者説明会
- ・ 学校のランドデザイン検討

【R8以降】

- ・ 学校のランドデザイン策定
- ・ 設置条例改正
- ・ 校舎改修・増築計画、設計、工事
- ・ 県立特別支援学校分教室の設置
- ・ 教員確保の取組み
- ・ 支援体制の充実
- ・ 保護者説明、児童募集

開
校

④ 学校と社会で育む新たなクラブ活動への展開

学校部活動からクラブ活動（まつチャレ[※]）へ

※「まつもと子どもチャレンジクラブ」の略称で、市の方針や国・県のガイドラインに沿った活動をするクラブの総称です。

松本市は、国の方針に基づき R 7 年度末までに休日部活動を、
R 8 年度末までに平日部活動を、クラブ活動に移行します！

令和 6 年度

令和 7 年度

令和 8 年度

令和 9 年以降

移行準備期

クラブ創設
目標数

60クラブ

・部員が少ない部活動は休日活動の終了や廃部時期を検討

休日移行期

100クラブ

・年度末までに
休日部活動を終了
・平日部活動の終了
時期を検討

平日移行期

140クラブ

・年度末までに
平日部活動を終了
・山間地域などクラブの創設が進まなかった場合は要検討

活動充実期

140クラブ

・クラブ活動などに参加



今年度から

学校部活動のシンカに向けて 団体・指導者・参加者に支援策を実施

クラブ団体

9月～

クラブ 創設支援補助金

クラブ立上げ時の諸費用を支援

1年目は上限10万円
2年目は上限 5万円

9月～

公共施設利用料の減免等

学校施設の使用料は全額減免
スポーツ・文化施設の使用料は一般の半額
公民館の使用料は全額減免

9月～

クラブマネジメント支援

クラブの創設と自立的で
持続可能な運営に向け伴走支援

クラブ指導者

4月～

公認スポーツ指導者 資格取得補助金

指導者の資格取得を支援

資格取得費用の1/2
(上限20,000円)

9月～

プロスポーツクラブ指導者研修

4種目のプロクラブのコーチ等を
講師に指導者研修会を開催

7月～

教育的意義に関する研修

教育委員会が中学生の関わり方や
安全管理に関する研修を開催

クラブ参加者

9月～

クラブ活動 参加者支援補助金

就学援助対象者の参加費を支援

参加費の月額2,000円
(年間24,000円)

8月～

プロスポーツクラブ派遣コーチング

4種目のプロクラブのコーチが
クラブ等で専門的な指導を実施

9月～

こころの鈴と連携した相談窓口

子どもの権利を侵害する事案に対し
権利条例に基づく調査を実施

● 調査

- ▶ 令和4年度に実施した二ーズ調査「令和4年度部活動の地域クラブ活動への移行に係る調査」
(HPに公開)

● 回答結果

- ▶ 部活動及び地域クラブに所属する**中学生をもつ保護者が支払う月謝の平均値は...**
→ **3957円（中央値2000円）**
- ▶ 今後地域移行が進んだ際、**所属する地域クラブに支払う許容される月謝の平均値は...**
→ **3605円（中央値3000円）**

● 市の考え方

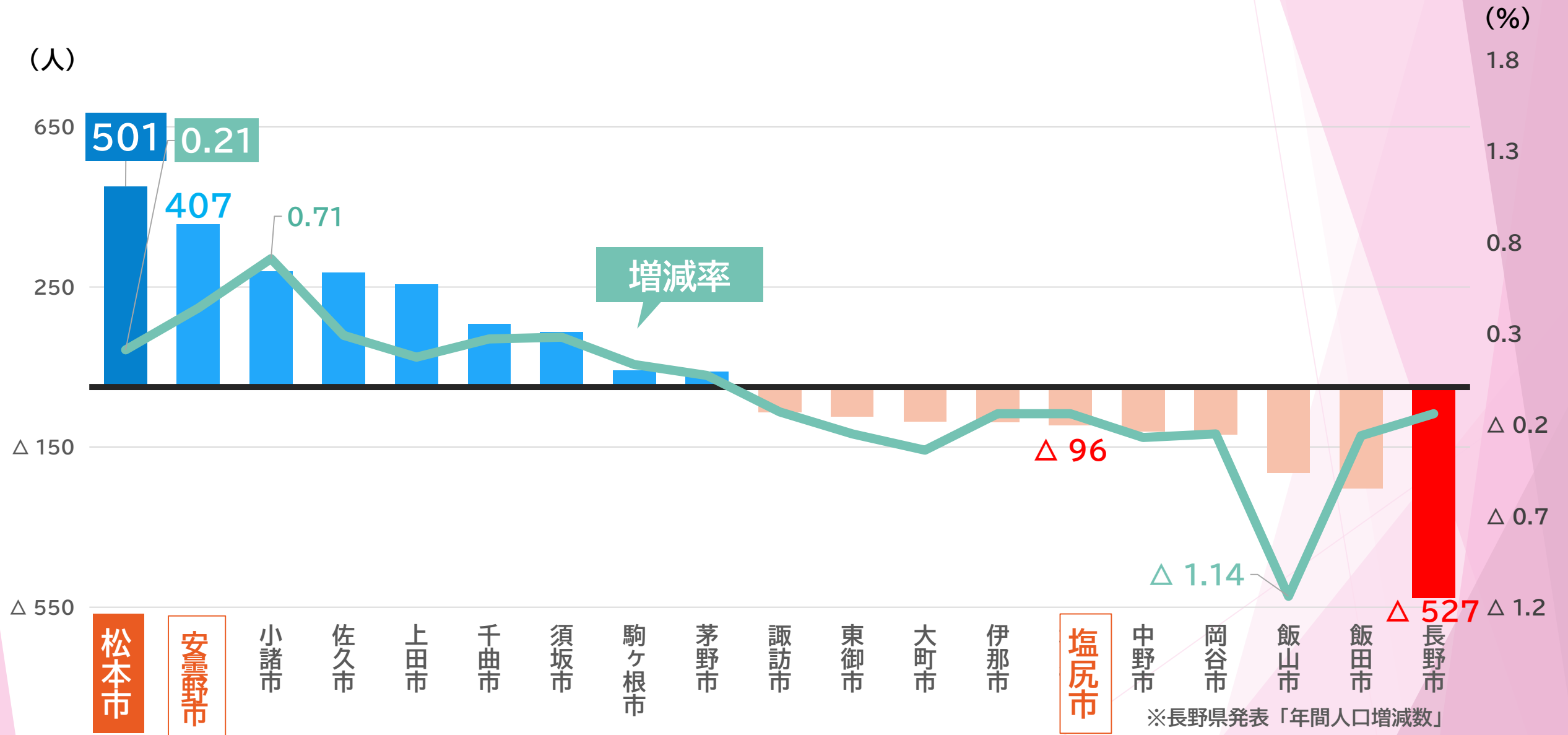
これまで部活動は、教職員の皆さんの献身的な支援に支えられ、**無償に近い形で運営**されてきました。クラブ活動への移行に伴い、**専門的な指導者から指導を受けられるクラブ**も増え、子どもたちが**より質の高い活動に参加できる機会**が広がります。

市としては「**受益者負担**」の考え方を基本に、すべての子どもたちがその**恩恵を享受**できるように、**環境を整備**していきます。

また、生活が困難なご家庭については、引き続き参加費の支援を行い、**誰もが安心して参加できる仕組みづくり**を目指していきます。

長野県内19市の社会増減

2023年



人口定常化に向けて・・・

- 1 女性と若者に選ばれるまち
- 2 結婚や出産の希望を叶えられるまち
- 3 子どもが主人公のまち



ま つ も と

